

展示動物の飼養及び保管に関する基準の見直しに当たっての基本方針

1 対象動物の種類

現行の基準と同様に、哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物を対象とする。

2 対象施設

現行の基準と同様に、動物園、水族館、動物サーカス等の興業・客寄せ施設、動物とのふれあい施設、ペットの販売・繁殖施設、動物対象の撮影施設など、人前に出る又は接触がある動物を飼養保管している施設を対象とする。

3 構成

現在の基準は、各種展示動物（施設）ごとに整理されておらず、分かり易さに欠けるきらいのある構成になっていることから、共通基準と個別基準に大別して整理する。

4 内容

内外の状況の変化等を踏まえ、次の事項の推進等を図る。

（１）展示動物の福祉の向上

展示動物の健康と安全の確保に加えて、単純で単調になりがちな飼養保管環境を、動物福祉上、より豊かなものにすることを推進する。

- ・生活の質の向上（環境エンリッチメント等）
- ・高齢、幼齢、妊娠中又は疾病動物等に対する適切な対応の推進
- ・動物が有する社会性等の確保・育成への配慮
- ・計画的な繁殖及び繁殖制限措置の実施と終生飼養の徹底

（２）ペット等の販売・繁殖施設等における飼養等の適正化

改正動物愛護管理法の趣旨等を踏まえて、ペット等の販売・繁殖施設等における飼養及び保管方法の適正化を推進する。

- ・生体展示の適正化
- ・親子一緒に飼育など、幼齢動物における社会性の確保措置の実施
- ・適正な繁殖方法の推進（遺伝性疾患や過重な妊娠の防止）
- ・購入者に対する十分な説明の実施
- ・動物本来の習性に関して誤解を与えるおそれのない形態での撮影の実施
- ・移動動物園等における飼養方法の適正化

(3) 動物の愛護及び適正管理方法の普及啓発

展示の意義・役割等に対する社会的要請の多様化を踏まえて、動物に関する正しい知識と動物愛護思想の普及啓発を推進する。

- ・ 動物の生態等に関する情報の提供による環境教育の推進
- ・ ふれあい施設における展示動物との接触方法の適正化
- ・ 教育訓練された飼養者等による普及啓発等の推進

(4) 動物による人への危害等の防止

動物による人への危害等の未然防止を徹底するため、災害時等における動物の逸走対策及び感染症予防対策等の充実を推進する。

- ・ 感染症予防への適切な対応
- ・ 点検等の励行による逸走対策等の充実
- ・ 展示動物の飼養保管記録台帳の整備や個体識別措置の推進
- ・ 関係行政機関との連携のもとでの対策計画の策定

(5) その他

- ・ 野生動物や飼育困難動物に係る安易な愛玩目的飼養等の抑制
- ・ 施設廃止時の動物の取扱いの適正化
- ・ 改訂基準の趣旨・内容等についての普及啓発の推進